

市政記者クラブ 様

環境局地域環境対策部地域環境対策課
担当課長(環境影響評価・化学物質) 吉開(972-2676)
課長補佐(有害化学物質対策) 大澤(972-2677)

土壌汚染の報告について

下記のとおり、「土壌汚染対策法」に基づき、土壌汚染の報告がありましたのでお知らせ
します。

記

- 1 報 告 者 大江町開発特定目的会社
- 2 報 告 日 令和 7 年 8 月 13 日
- 3 報告の概要
- (1) 対 象 地 名

(仮称) 名古屋市港区大江町物流計画
(株式会社 J E R A 大江ビル跡地)
- (2) 所 在 地

名古屋市港区大江町 3 番 14、3 番
15、3 番 18、3 番 23
- (3) 対象地の概要

旧事業所(平成 5 年頃～令和 7 年 3 月まで)
23,676.27m²(工業専用地域)



この背景地図等データは、国土地理院ウェブサ
イトの地理院地図を一部編集して使用してい
る。

(4) 汚 染 状 況

項目※ ¹	汚染物質	基準超えの 濃度範囲	基準に対する 倍率	基準	超過区画数 ／調査区画数※ ²
土壌溶出量 調査	鉛及び その化合物	0.011～0.098 mg/L	1.1～9.8 倍	0.01 mg/L 以下	6／8
	砒素及び その化合物	0.011～0.035 mg/L	1.1～3.5 倍	0.01 mg/L 以下	5／8
土壌含有量 調査	鉛及び その化合物	260 mg/kg	1.7 倍	150 mg/kg 以下	1／8

※ 1 土壌溶出量は土壌に含まれる汚染物質が地下水に溶け出す量、土壌含有量は土壌に含まれる汚染物質の量を示します。

※ 2 調査対象地における平面図上で、試料採取によって評価した区画数を示します。

- (5) 対象地の状況
- 対象地は、飛散防止措置等がとられています。

- 4 本市の対応
- 報告者に対し、適切な土壌汚染対策を実施するよう指導を行います。
「土壌汚染対策法」に基づく区域の指定を行い、その旨を公示する予定です。

<参 考>

基準を超過した物質の毒性について

【鉛及びその化合物】

急性毒性：嘔吐、腹痛、下痢、血圧降下、乏尿、昏睡。可溶性鉛塩の経口致死量は 10 g といわれている。

*10 g は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度 (0.098 mg/L) では、水 100 kL に、土壌含有量の汚染物質濃度 (260 mg/kg) では、土 38kg に含まれる量になります。

慢性毒性：高濃度の中毒症状は、貧血、消化管の障害、神経系の障害等。血液中鉛濃度が 0.4~0.5 mg/L を超えて長期間暴露された場合に障害がみられる。

発がん性：国際がん研究機関 (IARC) は、鉛の無機化合物をグループ 2 A (人に対しておそらく発がん性がある) に分類している。また、鉛そのものをグループ 2 B (人に対して発がん性があるかもしれない)、鉛の有機化合物をグループ 3 (人に対する発がん性については分類できない) に分類している。

【^ひ砒素及びその化合物】

急性毒性：70~200 mg の摂取により、嘔吐、下痢、脱力感、筋肉けいれん等が現れ、昏睡後死亡する。

*70 mg は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度 (0.035 mg/L) では、水 2.0 kL に含まれる量になります。

慢性毒性：3~6 mg/L の量の長期摂取によっても起こり、一般的には目・鼻・喉等の粘膜炎症に続き、筋肉の弱化、食欲減退が起こる。

発がん性：国際がん研究機関 (IARC) は、砒素及び砒素化合物をグループ 1 (人に対して発がん性がある) に分類している。

出典「改訂 4 版水道水質基準ガイドブック」「化学物質ファクトシート (環境省ウェブサイト)」
(下線部分は、名古屋市において挿入しました。)